

令和6年度「女性デジタル人材育成事業」企画・運営委託業務 仕様書

1 目的

女性がデジタルスキルを学び、多様な働き方を実現する一歩を踏み出すきっかけを創出すべく、Photoshop と HTML/CSS を学習する講座を開講するほか、インターネット上で企業が業務を外部委託し、各専門分野のワーカーが業務請負する仕組みであるクラウドソーシングを活用し、起業家やフリーランス、会社員などが地方にしながら都市部の仕事を受注するテレワークを促進し、ビジネスマッチングを加速させる。

2 業務の内容

(1) デジタル・クリエイティブ人材養成講座

- ① 定員: 25 名程度
- ② 受講料: 無料
- ③ 講座の内容: 下記(ア)～(イ)のうちいずれかを選択し、受講できる体制を確立すること。

(ア) Photoshop 体験講座

- 期間: 2 週間程度(10 月頃予定)
- 学習時間: 40 時間程度
- 学習内容:
 - ・ Photoshop の基本
 - ・ フォトレタッチの基本
 - ・ フォトレタッチの応用

(イ) HTML/CSS 体験講座

- 期間: 2 週間程度(10 月頃予定)
- 学習時間: 40 時間程度
- 学習内容:
 - ・ HTML/CSS とは
 - ・ ホームページ作成(HTML)
 - ・ ホームページ作成(CSS)
 - ・ Web サイト制作の流れ

- ④ 上記支援についてはオンラインで実施することとし、専用チャットを立ち上げる等、受講者がメンターとオンラインで相談対応できる体制を確立すること。

(2) クラウドコーチプログラム

- ① 定員: 15 名程度
- ② 受講料: 無料
- ③ 実施期間: 5 週間以上(12 月頃予定)
- ④ 内容: クラウドソーシングを活用した具体的な案件受注を目指し、下記の支援を実施すること。
 - ・ プロフィール作成指導
 - ・ クライアントへの応募申請に対する支援

- ・個人の特性に応じた案件の紹介・斡旋
- ・希望者に対する実案件提供

⑤ 上記支援についてはオンラインで実施することとし、専用チャットを立ち上げる等、受講者がメンターとオンラインで相談対応できる体制を確立すること。

3 業務委託の内容:次の業務を実施すること。

(1)支援内容の企画立案

- ・本事業の全体計画に係るシラバスを作成し、県へ提出するとともに、講座及びプログラムの目的に合わせた資料を作成すること。

(2)受講希望者への対応:受講者の募集及び対応は県が行う。

(3)講座及びプログラムの運営

①支援体制の構築

- ・受託者が利用するパソコン等の機器については、受託者において準備すること。なお、受講者が利用するパソコンは、各自が準備することとする。
- ・専用チャットを立ち上げる等、受講者がメンターとオンラインで相談対応できる体制を確立すること。なお、専用チャットの立ち上げ、運用等に要する一切の費用は受託者にて負担すること。

②資料の作成

- ・上記3(1)における資料を受講者へ配布すること。

※なお、資料は電子データとして提供してもよいが、その場合は、委託期間中、閲覧の場所、期間、時間等に制限が無いよう、受講者に配慮すること。

※資料には出版されている書籍等を用いてもよいこととする。その場合は、受託者にて購入費用を負担し、受講者へ配布すること。

※資料を印刷して提供する場合は、印刷費用を受託者にて負担すること。

③人員の配置

- ・受講者に対する支援をオンラインで実施可能なメンターを1名以上配置し、上記 2(1)③、④及び(2)④、⑤に対応可能な体制を確立すること。
- ・メンターに係る費用は全て受託者にて負担すること。

④本事業の終了後、Setouchi-i-Base コーディネーターによるサポートを実施予定としているが、当該費用については県が負担するため、経費には含めないこと。ただし、プログラム実施状況や受講者が希望するキャリアパス等について、Setouchi-i-Base コーディネーターと密に連携できる体制を構築すること。

(4)完了報告書の作成

- ・業務完了後、実施結果をまとめた完了報告書を提出すること。なお、講座及びプログラムの終了後、受講者にアンケートを実施することとし、受講者名簿、支援内容、今後の働き方に関する意向等に関する内容を完了報告書に記載すること。

4 その他

(1)再委託の制限

- ・原則、受託者から第三者に対し、業務の全部又は一部を委託、又は請け負わせることは認

めない。ただし、あらかじめ書面にて県と協議し、承諾を得たときはこの限りではない。

(2)個人情報の保護

・個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)など関係法令を遵守すること。

(3)法令等の遵守

・使用者として、労働関係法令を遵守すること。

(4)事業実施に付帯するその他の業務

・契約期間中の事業実施時及び事前打合せ、事業報告等打合せに係る受託者の交通費、資料印刷費等、事業を終了させるまでに必要な経費は全て金額に含めること。

・本仕様書に記載のない事項については、県と受託者がその都度協議し決定するものとする。